

令和2年8月31日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る障害福祉サービスの  
提供について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
ございます。

さて、地域における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、本市では以下の  
のと通りの対応とします。各事業所におかれましては、感染防止に十分ご留  
意の上必要な対応をお願いします。

記

1 障害福祉サービス提供時における対応について

(1) 基本的な考え方について

地域での新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月27日  
付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービ  
ス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」に基づき、  
感染拡大防止のため事業所以外（利用者の居宅等）において健康管理や相談  
支援等の「できる限りの支援」を行った場合には、サービス提供報酬及びそ  
れに伴う各種加算の算定を可能とします。

(2) 「できる限りの支援」について

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び障害者総合支援法の趣旨を総合  
的に検討し、各事業所の創意工夫により実施された支援については「できる  
限りの支援」が実施されたものと判断します。ただし、極力「欠席時対応加  
算など平時の加算算定時に行う対応」とならないようお願いします。

検討にあたっては、地域において同一サービスを提供している事業所の支  
援方法を参考にするなどし、利用者にとってより良い支援が提供されるよう  
配慮をお願いします。

2 事務手続について

(1) 市への事前協議について

個別の具体的な支援方法について事前協議は必要ありませんが、事前に  
様式1「新型コロナウイルス感染症に係る事業所外での障害福祉サービス  
提供予定者名簿」にて対象者や支援の概要について報告してください。ただ  
し、やむを得ない事情がある場合は、事後の提出でも構いません。

(2) 利用者への支援記録等について

支援にあたっての個別支援計画は、必要に応じて適宜修正し、実際に支援を行った際の記録については、できるだけ詳細に記入し、保存してください。

なお、各事業所における支援の実施状況等を確認するため、個別支援計画や支援記録の提出を求める場合があります。その場合は出来る限りの協力をお願いします。

(3) 請求事務について

自立支援給付費の請求については、通常通り国保連合会に請求してください。また、(2)で示した書類の提出は不要とします。ただし、地域生活支援事業費の請求については、請求書提出時に支援記録票などの支援状況が把握できる書類を添付してください。請求書及び支援記録票の提出については、郵送でも可とします。

3 留意事項について

(1) 利用者やそのご家族への説明について

本通知に基づき在宅等での支援を行う場合には、本人やご家族のニーズを踏まえ、事前に利用者やそのご家族に対して十分な説明を行い、了解を得たうえで支援をしてください。

本通知は、各事業所に対して一律に在宅等での支援をお願いするものではありません。

(2) 関係事業所との情報共有について

在宅等での支援を行う場合には、相談支援事業所担当者へ必ず情報提供をお願いします。また、地域で同一サービスを提供する事業所とは活発に情報共有をし、利用者への支援がより良いものとなるようご協力をお願いします。

4 その他

放課後等デイサービス事業所等及び就労系サービス事業所については、それぞれの通知の内容をご確認ください。

5 有効期間

令和2年9月1日(火)から令和2年9月30日(水)までに提供されたサービスに対して有効とします。

※新型コロナウイルスに関する社会情勢によっては延長する可能性があります。

問合せ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係  
電 話 0566-71-2259 (直通)  
F A X 0566-74-6789  
Eメール shofuku@city.anjo.lg.jp